

墨田区地域自立支援協議会設置要綱の主な改正点について

1 要綱改正について

墨田区障害者福祉総合計画の着実な遂行のため、区の附属機関である墨田区地域自立支援協議会の運営を活性化する必要がある。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の改正に伴い、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、墨田区地域自立支援協議会設置要綱を改正する。

2 所掌事項（要綱第2条）

協議会を通じた地域づくりにとって個別事例から地域課題の抽出の取組が重要であることを踏まえ、協議会の役割に「障害者等の適切な支援に関する情報共有」が法改正により明確化されたため、所掌事項を改正する。

3 委員の任期（要綱第4条）

計画策定年度にあわせ任期を2年間から3年間へ改正する。

4 会議の出席者（要綱第6条）

協議会は、地域の関係機関等に対し、情報提供や意見表明等の協力を求めることができること。また、求めがあった場合には関係機関が協力するよう努める旨の法規定が新設された。

このことに伴い、会議の出席者について、「会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。」を追加する。

5 専門部会（要綱第8条）

専門的な協議を行うため、協議会に専門部会を置くことができ、その委員は、協議会の委員のうちから、会長が指名する。

また、会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を専門部会に出席させて意見を聴くことができると改正する。

6 意見の聴取等（要綱第11条）

区長は、協議会の意見を聴き、又は協議会に報告を求めることができる事項について追加する。